

障がい児・者福祉

障がいの重度化・重複化，精神障がい者や難病患者に対する福祉施策の拡充の必要性など，新たな課題が発生するとともに，障がいのある人のニーズも多様化してきており，国においても社会福祉構造改革が進められ，平成18年4月には身体，知的，精神の障がい種別に関わらず，一元的なサービスの提供や就労支援などを柱とした障害者自立支援法が，平成23年8月には障害者基本法の一部を改正する法律が施行されたところであり，さらに平成24年6月には，地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等，障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため，障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）と改め，新たな障害保健福祉施策を講ずることとしています。

市においても平成18年度および平成27年度に障害者基本法に基づき，障がいのある人の施策全般にわたる基本的な事項を定める中長期の計画として「函館市障がい者基本計画」を策定するとともに，その実施計画として障害者総合支援法および児童福祉法に基づく「函館市障がい福祉計画」を策定し，障害福祉サービス等の必要量とその確保に関し定め，障がい者施策のさらなる推進を図ることとしています。

1 障がい児・者の状況

〔身体障がい〕

身体障がい児・者の障がい別・等級状況

（令和8年4月1日現在 単位：人）

障がい区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比(%)
視覚障がい	18歳未満	2	0	1	2	1	0	6	7.5%
	18歳以上	273	242	49	60	121	62	807	
	計	275	242	50	62	122	62	813	
聴覚・平衡機能障がい	18歳未満	0	8	5	2	0	5	20	8.1%
	18歳以上	44	164	117	246	3	278	852	
	計	44	172	122	248	3	283	872	
音声・言語・そしゃく機能障がい	18歳未満	0	0	0	0			0	1.1%
	18歳以上	0	7	72	38			117	
	計	0	7	72	38			117	
肢体不自由	18歳未満	25	14	5	7	5	1	57	46.8%
	18歳以上	895	964	1,027	1,422	459	211	4,978	
	計	920	978	1,032	1,429	464	212	5,035	
内部障がい	18歳未満	10	0	4	2			16	36.5%
	18歳以上	2,516	38	516	848			3,918	
	計	2,526	38	520	850			3,934	
計	18歳未満	37	22	15	13	6	6	99	100.0%
	18歳以上	3,728	1,415	1,781	2,614	583	551	10,672	
	計	3,765	1,437	1,796	2,627	589	557	10,771	
構成比(%)		34.9%	13.3%	16.7%	24.4%	5.5%	5.2%	100.0%	

障がい別状況 (各年度4月1日現在 単位:人)

年度 区分	6			7			8		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
視覚障がい	4	814	818	5	795	800	6	807	813
聴覚・平衡機能障がい	20	868	888	18	857	875	20	852	872
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	123	123	0	116	116	0	117	117
肢体不自由	53	5,414	5,467	48	5,162	5,210	57	4,978	5,035
内部障がい	12	3,922	3,934	12	3,864	3,876	16	3,918	3,934
計	89	11,141	11,230	83	10,794	10,877	99	10,672	10,771

等級別状況 (各年度4月1日現在 単位:人)

年度 区分	6			7			8		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
1 級	32	3,809	3,841	26	3,717	3,743	37	3,728	3,765
2 級	18	1,466	1,484	19	1,437	1,456	22	1,415	1,437
3 級	19	1,902	1,921	17	1,837	1,854	15	1,781	1,796
4 級	9	2,779	2,788	10	2,668	2,678	13	2,614	2,627
5 級	6	608	614	6	585	591	6	583	589
6 級	5	577	582	5	550	555	6	551	557
計	89	11,141	11,230	83	10,794	10,877	99	10,672	10,771

〔知的障がい〕

知的障がい児・者の程度別状況 (各年度4月1日現在 単位:人)

年度 区分	6			7			8		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
重 度	95	933	1,028	103	941	1,044	100	947	1,047
中度・軽度	467	1,779	2,246	488	1,836	2,324	540	1,906	2,446
計	562	2,712	3,274	591	2,777	3,368	640	2,853	3,493

〔精神障がい〕

等級別状況 (各年度4月1日現在 単位:人)

年度 区分	6			7			8		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
1 級	1	201	202	1	199	200	1	191	192
2 級	5	1,859	1,864	2	1,911	1,913	2	1,929	1,931
3 級	6	1,241	1,247	7	1,294	1,301	11	1,346	1,357
計	12	3,301	3,313	10	3,404	3,414	14	3,466	3,480

2 函館市障がい者基本計画、函館市障がい福祉計画

◎第2次函館市障がい者基本計画

(1) 計画策定の趣旨等

この計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として策定するもので、「函館市地域福祉計画」、「函館市高齢者保健福祉計画・函館市介護保険事業計画」、「函館市子ども・子育て支援事業計画」などの他の諸計画との整合性を図りながら、今後の障がい者施策の基本となる計画です。

(2) 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から令和7年度までの10か年とし、社会情勢やニーズの変化、前期の事業の進捗状況などを踏まえ、中間年（令和2年度）に令和3年度から令和7年度までを期間とする後期推進指針を作成しました。また、市町村福祉計画と市町村障害者計画について、施策を一体的に推進し、実効性のある障がい福祉サービスを提供することを目的として、2つの計画を統合するために終期を令和8年度に改定しました。

(3) 計画の基本的考え方

○ 計画の基本理念

この計画は、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し支え合い、社会を構成する一員として暮らす共生社会の実現のため、「リハビリテーション」の理念と「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承するとともに、障がいを理由とする差別をなくし、あらゆる社会的障壁を取り除くことにより、「障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現」をめざします。

○ 計画の基本的な方向

① 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が、自らの選択により住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を送るため、一人ひとりの障がいの特性などに応じた保健・医療・福祉サービスの提供体制や、障がいのある人やその家族などの様々なニーズなどに対する相談支援体制の充実を図ります。

② 自立と社会参加の促進

障がいのある人が、社会の一員として自分らしく生きがいを持って暮らし、個性と能力を十分発揮し、自己実現をめざすことができるよう、障がいなどの早期発見、早期療育の支援体制や、ライフステージや障がいの状況に応じた様々な支援体制の充実に努めます。

③ バリアフリー社会の実現

障がいの有無にかかわらず、共に支え合う社会の実現をめざし、社会的障壁を取り除き、障がいや病気に対する理解を深めるための普及・啓発や障がいの特性に応じた支援体制の充実を図るとともに、障がいのある人への差別や虐待をなくすための権利擁護の充実に向けた取組みを推進します。

○ 後期推進指針の視点

後期推進指針については、「計画の基本的な方向」に加え、個別事業ごとに、これまでの主な取組状況から課題を捉えた上で、次の視点で各施策を推進していきます。

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 相談支援体制の充実と強化 | 2 障がいのある人の地域生活への移行の促進 |
| 3 地域社会の支え合い | 4 障がいのある人の就労の促進 |
| 5 障がいのある子どもに対する支援の強化 | 6 権利擁護の推進 |

(4) 分野別施策

第1 地域生活の支援体制の充実

① 生活支援

【基本的な考え方】

障がいのある人が、自らの選択により住み慣れた地域で安心して暮らすため、障がいのある人やその家族などの様々なニーズなどに対する相談支援を行い、いつでも必要とするサービスを選択できるよう、関係機関との連携を図りながら、サービスの量的確保および障がい福祉サービス事業者への指導などによるサービスの質の向上に努めます。

【施策の推進方向と主要施策】

ア 相談支援機能の充実

- ・相談支援体制の充実

イ 日常生活支援体制の整備

- ・障がい福祉サービス等の提供基盤の整備
- ・地域生活支援事業の充実
- ・福祉コミュニティエリアの整備
- ・補装具・日常生活用具の有効活用

ウ 重度化・高齢化への対応

- ・家族等に対する支援体制の充実
- ・重度の障がいのある人に対する支援体制の整備
- ・一時支援体制の整備

エ 地域生活への移行の促進

- ・地域生活への移行の支援
- ・地域生活への定着の支援

オ 住居の確保

- ・グループホーム等の整備
- ・公営住宅等の整備
- ・住宅入居支援策の推進

カ 各種障がいへの対応

- ・障がいのある人への支援の充実

キ 生活安定施策の推進

- ・経済的支援の充実

ク サービスの質の向上

- ・各種研修の充実等
- ・事業所の適切な事業展開の促進

② 保健・医療

【基本的な考え方】

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、適切な保健・医療・リハビリテーションなどの充実のほか、障がいの要因となる疾病等の予防、早期発見、治療や健康を維持するための取組みを推進します。

【施策の推進方向と主要施策】

ア 障がいの要因となる疾病等の予防対策と治療

- ・母子保健対策の推進
- ・生涯を通じた疾病予防対策の充実
- ・青・壮年期からの疾病の早期発見・早期治療対策の推進

イ 障がいのある人の保健・医療の充実

- ・難病対策の充実
- ・精神障がい者施策の充実
- ・リハビリテーション医療体制の整備
- ・口腔保健・歯科医療体制の整備
- ・医療給付等の充実

第2 自立と社会参加の促進

① 教育・育成

【基本的な考え方】

支援を要する障がいのある子どもや教育上特別な配慮を要する子どもが、身近な地域において、その能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な療育や教育が受けられるよう、様々な取組みなどの情報提供に努めるとともに、障がいに応じた療育や教育体制の充実を図ります。

【施策の推進方向と主要施策】

ア 障がい児療育の充実

- ・保健，医療，福祉，教育の連携
- ・療育体制の充実
- ・障がい児保育の充実

イ 学校教育の充実

- ・教育相談・指導体制の整備
- ・教育内容の充実
- ・障がいの特性に配慮した教育の充実
- ・職員研修の充実
- ・学校外活動の推進
- ・施設のバリアフリー化の促進

② 雇用・就労

【基本的な考え方】

障がいのある人が社会の一員として、地域で経済的に自立し、障がいの特性や本人の適性に応じて、能力を十分に発揮することができるよう、企業などにおける障がい者雇用の促進や福祉的就労の充実を図ります。

【施策の推進方向と主要施策】

ア 雇用の促進

- ・障がいのある人の雇用の啓発
- ・職場への定着のための支援
- ・相談、情報提供の充実
- ・各種助成制度の周知活用
- ・市職員への障がいのある人の雇用の推進

イ 就労機会の拡大

- ・職域の拡大

ウ 職業訓練の充実

- ・職業能力の向上

エ 福祉的就労の充実

- ・就労移行支援事業所等の活用
- ・授産製品等の販路拡大

③ 社会参加

【基本的な考え方】

障がいのある人の社会参加を促進し、生活の質の向上を図るため、スポーツ・レクリエーション・文化活動や、社会参加活動などへの参加機会の拡大と、これらの活動へ障がいのある人が、主体的、自主的に参加できるよう支援の充実に努めます。

【施策の推進方向と主要施策】

ア 社会参加の促進

- ・社会参加の促進
- ・ボランティアとの連携
- ・移動支援、コミュニケーション支援の充実

イ スポーツ・文化活動の推進

- ・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ・文化活動の推進

ウ 行事等への参加の促進

- ・行事等への参加の促進
- ・情報提供の充実

第3 バリアフリー社会の実現

① 権利擁護・理解の促進

【基本的な考え方】

障がいのある人もない人も、お互いの人権と個性を尊重し、地域で自分らしく安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けた地域づくりをめざし、障がいのある人に対する差別や偏見の解消と虐待の防止を図ります。

【施策の推進方向と主要施策】

ア 権利擁護の推進と虐待防止

- ・虐待防止の啓発および相談支援体制の充実
- ・差別解消に向けた啓発

イ 成年後見制度等の充実

- ・成年後見制度等の普及・啓発および利用促進

ウ 理解の促進

- ・ノーマライゼーションの理念の啓発活動の促進

エ 心のバリアフリーの促進

- ・福祉教育の推進

オ 地域福祉活動の推進

- ・ボランティア活動の促進
- ・交流活動の促進

② 生活環境

【基本的な考え方】

障がいのある人もない人も、すべての人が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に向けた支援の充実や、住宅、公共施設、道路、交通機関などのバリアフリー化を進めるとともに、防犯対策や災害時における障がいの特性に配慮した支援体制の整備を推進します。

【施策の推進方向と主要施策】

ア 福祉のまちづくりの推進

- ・福祉のまちづくりの推進

イ 住まいの整備

- ・住宅の確保
- ・住宅改善の促進

ウ 移動・交通対策の推進

- ・道路、交通安全施設の整備
- ・移動・交通手段の確保
- ・外出支援の充実

エ 防災・防犯対策の推進

- ・防災・防犯対策の推進

③ 情報・コミュニケーション

【基本的な考え方】

障がいのある人の自立と社会参加の促進や、豊かで快適な生活の実現のため、障がいの特性に応じた情報提供に努めるとともに、情報収集や円滑なコミュニケーションが得られるよう、情報のバリアフリー化の促進と意思疎通の支援の充実を図ります。

【施策の推進方向と主要施策】

ア 情報バリアフリーの推進

- ・ 情報提供の充実
- ・ 情報のバリアフリー化

イ コミュニケーションの推進

- ・ コミュニケーション支援体制の充実

(5) 計画の推進

すべての市民が福祉に対する理解を深め、行政はもとより、障がいのある人、市民、ボランティア、関係機関・団体などが、それぞれの立場で力を合わせて、相互に連携しながら施策を展開することを基本とします。

関係部局・団体などと密接に連携および協働し、障がいの特性やライフステージに応じた適切なサービスの提供ができるよう総合的に取り組みます。

必要に応じて国や北海道に要望などを行うとともに、これら関係機関とも連携および協働しながら、各事業を推進します。

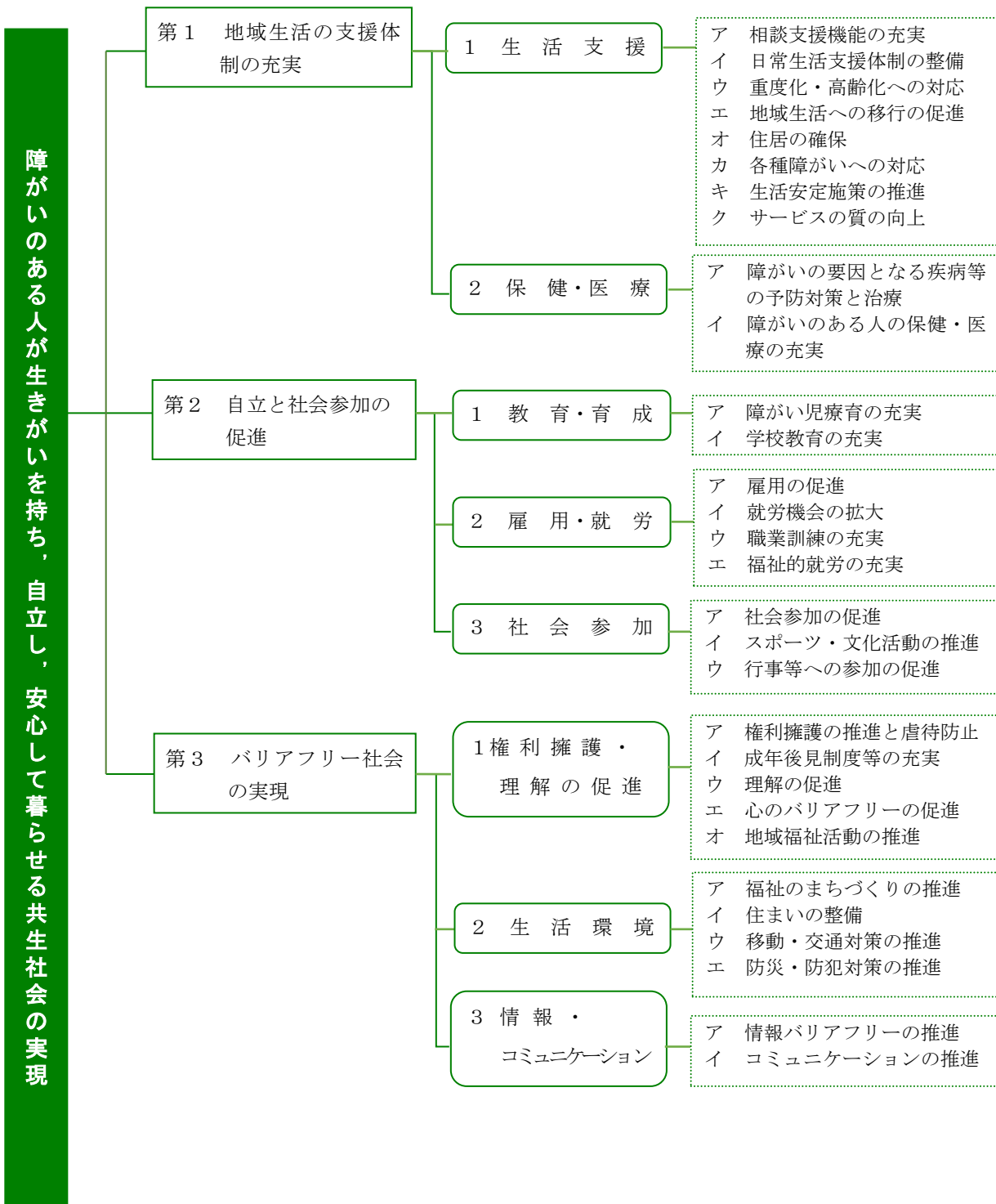
(6) 施策の体系

【基本理念】

【基本的な方向】

【施策区分】

【施策の推進方向】



◎第7期函館市障がい福祉計画

(1) 計画策定の趣旨等

本市においては、障害者総合支援法により策定が義務付けられている障害福祉計画について、第1期から第6期まで（第5期計画から、障害児福祉計画を包含し、一体として策定）、それぞれ3か年の計画を策定し、サービス提供体制の整備を進めてきました。

令和6年度からの「第7期函館市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条および児童福祉法第33条の20に基づき、障害福祉サービスの提供体制等に係る令和8年度末の目標を設定するとともに、障害福祉サービスおよび相談支援、地域生活支援事業ならびに障害児通所支援および障害児相談支援を提供するための体制を総合的かつ計画的に確保することをめざし、策定しました。

(2) 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

(3) 計画推進のための基本的事項

○ 計画の基本理念

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるよう、障がい者基本計画に掲げる「障がいのある人が生きがいを持ち、自立し、安心して暮らせる共生社会の実現」という理念のもと、障がいのある人がその有する能力と適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供をはじめとするさまざまな支援を行います。

○ 計画の基本的な方向

① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加ひいては包摂的（インクルーシブ）な社会の実現を図っていくことができるよう、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の充実を図ります。

② 障がい種別によらないサービス提供の推進

障がい種別によらない一元的な制度のもとで、市が、障害福祉サービス等の実施主体として、北海道および南渡島圏域の市町と連携しながら障害福祉サービス等の充実に努めます。

また、障害者総合支援法に基づく給付の対象となる発達障がい者、高次脳機能障がい者および難病患者等については、障害福祉サービスの活用が促されるように、必要な情報を提供します。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービスの提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、重度化・高齢化した人や精神病床における長期入院患者等といった地域生活への移行や地域生活の継続等に課題を抱える人であっても、希望する支援を受けられるように、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、市民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

⑤ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子どもおよびその家族に対し、身近な場所で、それぞれのニーズに応じた質の高い専門的な支援を切れ目無く一貫して受けることができるよう、障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がいのある子どもが、障害児支援を利用し、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着しているなど日常生活を営むために医療を要する障がいのある方（以下「医療的ケア児等」という。）といった専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

⑥ 障がい福祉人材の確保・定着

安定的な障害福祉サービス等の提供体制およびそれを担う人材の確保・定着を図るために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場の魅力についての積極的な周知・広報等を行うとともに、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係機関等と協力して取り組めます。

⑦ 障がいのある人の社会参加を支える取組定着

障がいのある人の社会参加を促進するため、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるようにするため多様な意思疎通支援を講じて情報保障の確保を図ります。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がいのある人が文化芸術を鑑賞し、または、創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保するほか、視覚障がい者等が読書を通じて文字・活字文化の恵みを受け取るなど、社会参加の多様なニーズを踏まえた環境の整備を推進します。また、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通支援に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、障がい特性に配慮した意思疎通支援者の養成などにより、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進します。

(4) 第7期計画における重点的な取組み

- ① 相談支援体制の充実と強化
- ② 障がいのある人の地域生活への移行促進
- ③ 地域社会の支え合い
- ④ 障がいのある人の社会参加の促進
- ⑤ 障がいのある子どもに対する支援の強化
- ⑥ 権利擁護の推進

(5) 令和8年度の成果目標

計画の策定にあたり、国から示された指針に基づくとともに、第6期計画までの進捗状況や障害福祉サービス等の利用状況と利用意向調査の結果等から本市の実情を踏まえ、令和8年度の成果目標を設定しました。

○ 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国が示した値（地域生活移行者6%以上、入所者数の5%以上を削減）を基本としながら、基準日となる令和4年度末の福祉施設の入所者数536人の約3.4%、18人が地域生活へ移行するとともに、約1.1%、6人の入所者を減少させることを目標とします。

項 目	数 値	備 考
基準日の施設入所者数 A	536人	令和4年度末の施設入所者数
【令和8年度末目標値】 地域生活移行者数 B	18人 (3.4%)	上記のうち、地域のグループホーム や自宅等への移行者数 (割合は、 $B \div A$)
【令和8年度末目標値】 施設入所者減少数 C	6人 (1.1%)	令和8年度末時点施設入所者減少数 (割合は、 $C \div A$)

○ 一般就労への移行等

国が示した値を勘案し、令和8年度中に令和3年度年間一般就労移行者実績の1.28倍の72人が、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行することを目標とします。

また、令和8年度に就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とします。

さらに、就労定着支援事業の利用者数に係る目標として、国の基本指針に基づき、令和8年度中に令和3年度年間就労定着支援事業利用者実績の1.41倍の10人とします。

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所が就労定着支援事業所全体の5割になることを目標とします。

項 目	数 値	備 考
令和3年度の 年間一般就労移行者数 A	56人	
【令和8年度末目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数 B	72人 (1.28倍)	倍率は、 $B \div A$
【令和8年度末目標値】 就労定着支援事業の利用者数 C	10人 (1.41倍)	令和3年度就労定着支援事業利用 者 7人
令和8年度の 就労移行支援事業所数(推計) D	4か所 (5割)	令和8年度就労移行支援事業所数 8か所
令和8年度の 就労定着支援事業所数(推計) E	2か所	
【令和8年度末目標値】 就労定着率が7割以上の 就労定着支援事業所の数 F	1か所 (5割)	割合は、 $F \div E$

○ 障害児支援の提供体制の整備

① 児童発達支援センターの設置

本市では、児童発達支援センターが2か所設置されております。障がいの重度化・重複化に対応し、児童発達支援センターを中核とした重層的な体制の構築を目指すとともに、地域支援機能を強化することにより、障がいのある子どもの地域社会への参加や包摂（インクルージョン）の推進を図ります。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

本市では、主に重度心身障害児を支援する発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所は既に1か所以上確保されておりますが、今後は、重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるよう地域におけるニーズを把握するとともに、課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

③ 医療的ケア児等を支援するための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置

函館地域障害者自立支援協議会において協議を行うとともに、医療的ケア児等と家族のための支援ガイドブックによる情報提供を行います。また、北海道が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修について関係者に周知し受講を促すことで、修了者の増員を図ります。

○ 相談支援体制の充実・強化等について

平成27年度に設置した基幹相談支援センターにおいて、引き続き、様々な障がい種別に対応した総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域における相談支援体制の強化を図るため、相談支援事業所の従事者に対する指導、助言等を行うほか、地域における身近な相談窓口として令和4年度から福祉拠点と位置付け、自立相談支援機関を併設した市内10か所の地域包括支援センターにおいて、各福祉拠点と障がい支援機関との連携を強化し、より適切な障害福祉サービスの活用や専門的な相談支援への繋ぎなどによる支援の充実を図ります。

さらに、函館地域障害者自立支援協議会において、関係機関が抱える困難ケースなどの個別事例の検討を行い、地域の支援体制のさらなる充実を図ります。

○ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の実施

函館高齢者・障がい者虐待防止研修会などを通じて、障害福祉サービス事業所従事者の脂質の向上に取り組みます。

さらに、障害福祉サービス事業所等に対する集団指導や指導監査を通じて、その適正な運営の確保を図ります。

また、北海道や函館地域自立支援協議会が実施する研修へ市職員が参加することにより、障害福祉サービス等への理解を深め、適切な相談支援の実施に努めます。

○ 地域生活支援の充実

令和2年度から地域生活支援拠点（あんしんネットワーク）の運用を開始するとともに、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置しており、引き続き、運用状況を函館地域障害者自立支援協議会で報告し、年1回以上運用状況の検討を行います。

また、障害福祉サービスの利用に係る障害支援区分認定調査により、強度行動障がいを含む障がい者の支援ニーズを把握し、地域生活支援拠点（あんしんネットワーク）との連携に努め、必要な支援を行います。

○ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健、医療、福祉関係者による協議の場を毎年度1回以上開催し、支援体制づくりを推進します。

(6) 計画の推進

① 関係機関との連携

障害福祉サービス等、障害児通所支援等および地域生活支援事業を円滑に実施するためには、事業者や関係団体等と行政との連携が重要であることから、函館地域障害者自立支援協議会を核としたネットワークを充実・強化していきます。

② 国および北海道との連携

国および北海道と連携しながら、制度改正などの動向を的確に把握し、施策を推進していくとともに、本市の実情や課題などを踏まえ、国および北海道に対し、制度の改善や財政措置の充実などについて要望していきます。

③ 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、PDCAサイクルにより評価・点検を行います。

3 障害者総合支援法の施行

平成24年6月に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（平成24年法律第51号）により、従来の障害者自立支援法は、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改正されました。

その主な内容は、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」が明記され、法の目的を実現するために、障害福祉サービスによる支援に係る給付、地域生活支援事業その他必要な支援を総合的に行うことのほか、障害者の範囲の見直しが行われ、支援の対象が身体、知的、精神に障がいがある者（発達障がいを含む）に限定されていたのが、難病の患者が対象として加えられ、現在に至っています。

（1）障害福祉サービス利用者の決定状況

決定者数

（各年度4月1日現在 単位：人）

（令和8年度については令和8年2月28日現在）

区分	年度 6	7	8
障がい者	2,003	2,045	2,036
障がい児	111	106	113
精神障がい者	928	1,011	1,084
難病患者等	12	13	13
計	3,054	3,175	3,246

（2）自立支援給付

ア 障害福祉サービス

（ア）居宅介護等サービス

内 容 居宅において、ホームヘルパーなどが介護、家事等の全般にわたる援助を行います。

実施状況

区分	年度	5	6	7
身体障がい者	実 人 員	231 人	254 人	245 人
	延利用時間	43,685.50 時間	44,666.25 時間	46,238.00 時間
	支 給 額	194,044 千円	180,327 千円	199,301 千円
知的障がい者	実 人 員	58 人	67 人	74 人
	延利用時間	4,583.00 時間	4,966.25 時間	5,652.50 時間
	支 給 額	21,764 千円	22,477 千円	26,672 千円
障 が い 児	実 人 員	19 人	18 人	17 人
	延利用時間	1,656.50 時間	1,368.00 時間	1,215.00 時間
	支 給 額	8,937 千円	7,726 千円	7,123 千円
精 神 障 が い 者	実 人 員	170 人	169 人	171 人
	延利用時間	10,379.00 時間	9,902.25 時間	10,014.25 時間
	支 給 額	32,883 千円	28,053 千円	28,783 千円

令和8年度予算額 188,390 千円（身体障がい者）、25,455 千円（知的障がい者）、

7,495 千円（障がい児）、29,346 千円（精神障がい者）

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

(イ) 生活介護

内 容 施設における日中活動で、創作的活動、機能訓練、入浴等のサービスの提供を行います。

実施状況 [身体・知的障がい者分]

年度	5	6	7
区分			
実 人 員	957 人	948 人	948 人
延 利 用 回 数	224,735 回	221,392 回	221,114 回
支 給 額	2,620,920 千円	2,653,962 千円	2,671,492 千円

[精神障がい者分]

年度	5	6	7
区分			
実 人 員	15 人	16 人	17 人
延 利 用 回 数	2,106 回	1,964 回	2,314 回
支 給 額	14,245 千円	12,147 千円	14,139 千円

令和 8 年度予算額 2,707,383 千円 (身体・知的障がい者), 13,926 千円 (精神障がい者)

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担, 4 分の 1 の道費負担があります。

(ウ) 短期入所サービス

内 容 介護を行う方の病気その他の理由により、自宅で介護を受けられない障がい者に対して、短期間、入所した施設において適切な支援を行います。

実施状況

年度	5	6	7
区分			
身体障がい者	実 人 員	18 人	23 人
	延 利 用 回 数	637 回	729 回
	支 給 額	5,254 千円	6,375 千円
知的障がい者	実 人 員	57 人	68 人
	延 利 用 回 数	1,952 回	2,747 回
	支 給 額	16,668 千円	25,050 千円
障 が い 児	実 人 員	26 人	21 人
	延 利 用 回 数	409 回	293 回
	支 給 額	3,445 千円	2,474 千円
精 神 障 が い 者	実 人 員	5 人	5 人
	延 利 用 回 数	46 回	42 回
	支 給 額	364 千円	353 千円

令和 8 年度予算額 6,252 千円 (身体障がい者), 29,819 千円 (知的障がい者)

2,623 千円 (障がい児), 239 千円 (精神障がい者)

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担, 4 分の 1 の道費負担があります。

(エ) 療養介護等

内 容 機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の援助を行います。

実施状況

年度	5	6	7
区分			
実 人 員	39 人	37 人	38 人
支 給 額	145,718 千円	150,446 千円	151,229 千円

令和 8 年度予算額 149,885 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担、4 分の 1 の道費負担があります。

(オ) 施設入所支援

内 容 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

実施状況

年度	5	6	7
区分			
実 人 員	552 人	539 人	536 人
延 利 用 回 数	189,037 回	183,834 回	181,571 回
支 給 額	973,112 千円	1,071,706 千円	1,082,858 千円

令和 8 年度予算額 1,094,550 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担、4 分の 1 の道費負担があります。

(カ) 就労継続支援

内 容 一般就労等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

実施状況 [身体・知的障がい者分]

年度	5	6	7
区分			
実 人 員	746 人	746 人	821 人
延 利 用 回 数	141,473 回	144,433 回	152,222 回
支 給 額	1,058,095 千円	1,155,647 千円	1,262,573 千円

[精神障がい者分]

年度	5	6	7
区分			
実 人 員	782 人	857 人	916 人
延 利 用 回 数	106,299 回	112,984 回	124,254 回
支 給 額	860,075 千円	997,964 千円	1,127,111 千円

令和 8 年度予算額 1,394,228 千円 (身体・知的障がい者), 1,246,756 千円 (精神障がい者)

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担、4 分の 1 の道費負担があります。

(キ) 就労移行支援

内 容 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

実施状況 [身体・知的障がい者分]

年度 区分	5	6	7
実 人 員	51 人	72 人	82 人
延 利 用 回 数	4,139 回	5,668 回	5,250 回
支 給 額	37,069 千円	53,638 千円	57,034 千円

[精神障がい者分]

年度 区分	5	6	7
実 人 員	86 人	82 人	94 人
延 利 用 回 数	7,509 回	4,385 回	6,018 回
支 給 額	85,524 千円	49,919 千円	69,300 千円

令和 8 年度予算額 65,286 千円（身体・知的障がい者）、65,687 千円（精神障がい者）
費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担、4 分の 1 の道費負担があります。

(ク) 自立訓練

内 容 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

実施状況 [身体・知的障がい者分]

年度 区分	5	6	7
実 人 員	26 人	24 人	19 人
延 利 用 回 数	3,259 回	3,238 回	2,925 回
支 給 額	21,137 千円	22,127 千円	20,861 千円

[精神障がい者分]

年度 区分	5	6	7
実 人 員	28 人	34 人	35 人
延 利 用 回 数	5,137 回	6,532 回	7,721 回
支 給 額	33,117 千円	40,418 千円	45,721 千円

令和 8 年度予算額 22,386 千円（身体・知的障がい者）、46,062 千円（精神障がい者）
費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担、4 分の 1 の道費負担があります。

(ケ) 共同生活援助

内 容 夜間や休日に、共同生活を行う住居において、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに相談や日常生活上の援助を行います。

実施状況

年度		5	6	7
区分				
身体・知的障がい者	実 人 員	339 人	336 人	342 人
	延 利 用 回 数	107,986 回	108,607 回	110,467 回
	支 給 額	652,727 千円	680,500 千円	694,448 千円
精神障がい者	実 人 員	147 人	164 人	170 人
	延 利 用 回 数	41,497 回	44,164 回	49,618 回
	支 給 額	198,893 千円	222,273 千円	255,054 千円

令和 8 年度予算額 717,214 千円（身体・知的障がい者）、263,248 千円（精神障がい者）
 費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担、4 分の 1 の道費負担があります。

(コ) 就労定着支援

内 容 一般就労に移行した障がい者について、環境変化により生じる生活面の課題に関して、就労の継続を図るため、企業・自宅への訪問のほか、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

実施状況

年度		5	6	7
区分				
身体・知的障がい者	実 人 員	3 人	2 人	3 人
	延 利 用 回 数	36 回	24 回	17 回
	支 給 額	1,414 千円	980 千円	644 千円
精神障がい者	実 人 員	2 人	4 人	4 人
	延 利 用 回 数	17 回	2 回	10 回
	支 給 額	475 千円	34 千円	304 千円

令和 8 年度予算額 537 千円（身体・知的障がい者）、220 千円（精神障がい者）
 費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担、4 分の 1 の道費負担があります。

(サ) 自立生活援助

内 容 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した障がい者に対し、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うため、定期的な戸別訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

相談件数

年度		5	6	7
区分				
身体・知的障がい者	実 人 員	2 人	4 人	5 人
	延 利 用 回 数	6 回	23 回	34 回
	支 給 額	140 千円	688 千円	1,026 千円
精神障がい者	実 人 員	5 人	10 人	8 人
	延 利 用 回 数	31 回	76 回	60 回
	支 給 額	632 千円	1,945 千円	1,529 千円

令和 8 年度予算額 951 千円（身体・知的障がい者）、1,795 千円（精神障がい者）
 費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担、4 分の 1 の道費負担があります。

(シ) 就労選択支援

内 容 就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、就業アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択に向けた支援を行います。

実施状況

年度		5	6	7
区分				
身体・知的障がい者	実 人 員	- 人	- 人	3 人
	延 利 用 回 数	- 回	- 回	63 回
	支 給 額	- 千円	- 千円	880 千円
精神障がい者	実 人 員	- 人	- 人	4 人
	延 利 用 回 数	- 回	- 回	42 回
	支 給 額	- 千円	- 千円	571 千円

令和8年度予算額 6,442 千円（身体・知的障がい者）、2,713 千円（精神障がい者）

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

イ 地域相談支援

内 容 障害者施設等に入所（入院）している障がい者の地域での生活に移行するための支援や、地域に移行した障がい者に対して常時の連絡体制をとり、緊急訪問等の対応をすることにより、安定した地域生活を送るための支援を行います。

実施状況

年度		5	6	7
区分				
身体・知的障がい者	実 人 員	0 人	0 人	0 人
	延 利 用 回 数	0 回	0 回	0 回
	支 給 額	0 千円	0 千円	0 千円
精神障がい者	実 人 員	0 人	0 人	1 人
	延 利 用 回 数	0 回	0 回	8 回
	支 給 額	0 千円	0 千円	199 千円

令和8年度予算額 0 千円（身体・知的障がい者）、391 千円（精神障がい者）

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

ウ 計画相談支援

内 容 支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後に障害福祉サービス事業者との連絡調整およびサービス等利用計画の作成を行うことにより、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援を行います。

実施状況

年度		5	6	7
区分				
身体・知的障がい者	実 人 員	1,764 人	1,818 人	1,845 人
	延 利 用 回 数	4,243 回	4,622 回	4,280 回
	支 給 額	79,177 千円	97,178 千円	98,717 千円
精神障がい者	実 人 員	507 人	634 人	686 人
	延 利 用 回 数	1,579 回	1,816 回	1,725 回
	支 給 額	29,414 千円	32,713 千円	33,067 千円

令和 8 年度予算額 103,416 千円（身体・知的障がい者）、30,885 千円（精神障がい者）
 費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担、4 分の 1 の道費負担があります。

エ 自立支援医療（更生医療）

開始年度 平成 18 年度

内 容 身体の障がいの除去または軽減をして、職業能力を増進し、または日常生活を容易にすることなどを目的とした医療を行います。

対 象 者 18 歳以上の身体障害者手帳所持者

自己負担 医療費の原則 1 割負担とするが、月額負担の上限があります。

給付状況

（単位：人）

年度	5	6	7
区分			
視 覚 障 害	0	0	0
聴 覚 障 害	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能障害	1	1	0
肢 体 不 自 由	7	1	0
心 臓 機 能 障 害	0	0	0
じん臓機能障害	961	947	918
肝 臓 機 能 障 害	2	2	3
免 疫 機 能 障 害	13	15	14
計	984	966	935

令和 8 年度予算額 697,840 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担、4 分の 1 の道費負担があります。

オ 自立支援医療（精神通院）〔道事業〕

開始年度 平成 18 年度

内 容 心身の障がいの状態の軽減を図り，自立した日常生活または社会生活を営むこと
 とや精神障がいの適正な医療の普及を図ることを目的とした医療を行います。

対 象 者 統合失調症などの精神疾患を有する者で，通院による精神医療を継続的に要するもの

自己負担 医療費の原則 1 割負担とするが，月額負担の上限があります。

給付状況

(単位:人)

年度 区分	5	6	7
受 給 者 数	5,997	5,984	6,173

令和 8 年度予算額 予算計上なし

費用の負担 全額道費負担

カ 補装具

開始年度 昭和 24 年度（身体障がい者）、昭和 23 年度（身体障がい児）
 内 容 身体障がい者・児の失われた機能を補い、日常生活を円滑にするため、障がい
 適した用具の購入または修理費を支給します。
 自己負担 費用の原則 1 割負担ですが、月額負担の上限があります。
 交付状況 〔身体障がい者分〕

(単位:件)

年度		5		6		7		年度		5		6		7	
区分		交付	修理	交付	修理	交付	修理	区分		交付	修理	交付	修理	交付	修理
義 手		3	1	1	1	4	0	補 聴 器		133	42	90	31	85	31
義 足		7	13	6	14	3	11	車 い す		52	71	35	58	40	57
装 具		95	10	93	13	81	16	歩 行 器		4	0	4	0	2	0
姿勢保持装置		5	7	5	6	3	4	歩行補助つえ		2	0	6	0	7	0
視 覚 障 害 者 安 全 つ え		19	0	17	0	22	0	電 動 車 い す		10	21	8	22	5	19
義 眼		1	0	0	0	0	0	そ の 他		0	0	0	0	0	1
眼 鏡		35	3	31	1	46	0	計		366	168	296	146	298	139
交付額(千円)										44,339		54,204		43,494	

〔身体障がい児分〕

(単位:件)

年度		5		6		7		年度		5		6		7	
区分		交付	修理	交付	修理	交付	修理	区分		交付	修理	交付	修理	交付	修理
義 手		0	0	0	0	0	0	電 動 車 い す		0	1	0	0	0	0
義 足		3	0	3	0	0	1	座位保持いす		2	0	1	1	2	1
装 具		13	0	17	0	11	0	起立保持具		0	0	0	0	0	0
姿勢保持装置		6	3	3	0	9	0	歩 行 器		1	0	0	0	1	0
義 眼		0	0	0	0	0	0	歩行補助つえ		0	0	1	0	0	0
眼 鏡		2	0	1	0	1	0	そ の 他		0	1	0	4	1	3
補 聴 器		5	12	3	7	0	12	計		32	12	31	15	31	18
車 い す		6	5	2	3	6	1	交付額(千円)		11,983		7,041		10,046	

令和 8 年度予算額 55,026 千円（身体障がい者）、8,892 千円（身体障がい児）
 費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担、4 分の 1 の道費負担があります。

(3) 地域生活支援事業

ア 成年後見制度利用支援事業

開始年度 平成 16 年度

内 容 知的障がいや精神障がいのため、障がい者福祉サービスを利用するための手続きが困難で、一定の要件に該当する方に、成年後見制度の利用に係る費用を助成します。

実施状況

年度 \ 区分	市長申立 件 数	申立費用 助成件数	報酬助成 件 数
R5	4	0	43
R6	9	0	58
R7	16	1	51

令和 8 年度予算額 23,239 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

イ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

開始年度 平成 14 年度（手話通訳者：平成元年度，要約筆記奉仕員：平成 9 年度）

内 容 聴覚および言語機能障がい者が、手話通訳を必要とする場合には手話通訳者を、主として話しことばをコミュニケーション手段としている聴覚障がい者（中途失聴者，難聴者）が要約筆記を必要とする場合には、要約筆記者を派遣します。

派遣状況

(単位:人)

年度	5	6	7
区分			
手話通訳者(延人数)	1,470	1,400	1,445
要約筆記者(延人数)	128	67	82

令和 8 年度予算額 12,873 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

ウ 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

開始年度 平成 26 年度

内 容 視覚と聴覚の重複障がいのある重度の盲ろう者の方のコミュニケーションを支援するために、盲ろう者通訳・介助員を派遣します。

派遣状況

(単位:人)

年度	5	6	7
区分			
盲ろう者通訳・介助員(延人数)	11	22	21

令和 8 年度予算額 394 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

エ 代筆・代読支援員派遣事業

開始年度 令和4年度

内 容 視覚障がいにより字の読み書きが困難な方に対して、本人に代わって書類等の読み書きを行う代筆・代読支援員を派遣します。

派遣状況 (単位:件)

年度	5	6	7
区分			
代筆・代読支援員(利用回数)	135	254	291

令和8年度予算額 927 千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助，4分の1の道費補助があります。

オ 日常生活用具給付等事業

開始年度 昭和 44 年度（障がい者）、昭和 47 年度（障がい児）

内 容 在宅の重度障がい児・者の日常生活の便宜を図るため、障がいの種類と程度に応じて、各種の生活用具を給付（一部貸与）します。

給付・貸与状況（障がい者）

（単位：件）

年度	5	6	7	年度	5	6	7
区分				区分			
特殊寝台	4	4	3	点字器	0	3	0
特殊マット	3	2	1	点字タイプライター	0	0	0
移動用リフト	0	0	0	視覚障がい者用ボーターレコーダー	9	8	9
入浴補助用具	9	13	6	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	3	16	5
頭部保護帽	5	9	7	視覚障害者用拡大読書器	19	13	14
歩行補助つえ	4	4	3	暗所視支援眼鏡	0	0	0
移動・移乗支援用具	12	11	6	盲人用時計	8	13	6
移動・移乗支援用具（暖かいブーツ）	0	0	0	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	1	0	0
特殊便器	0	0	0	聴覚障害者用通信装置	3	4	13
電磁調理器	3	1	3	聴覚障害者用情報受信装置	24	49	26
聴覚障害者用屋内信号装置	4	4	2	人工喉頭	16	45	27
透析液加温器	2	0	5	点字図書	0	0	0
ネブライザー	0	1	2	居宅生活動作補助用具	2	0	2
電気式たん吸引器	2	8	7	ストマ	7,603	7,487	7,364
盲人用音声式体温計	6	2	2	紙おむつ	681	731	762
盲人用体重計	5	3	5	その他	0	0	1
携帯用会話補助装置	1	1	0	計	8,435	8,438	8,290
情報・通信支援用具	5	3	9	給付額(千円)	83,748	84,673	85,667
点字ディスプレイ	1	3	0				

（単位：件）

年度	5	6	7	年度	5	6	7
区分				区分			
訓練用ベット	0	0	1	点字ディスプレイ	0	0	0
特殊マット	1	0	1	点字器	0	0	0
移動用リフト	0	0	0	点字タイプライター	0	0	0
入浴補助用具	3	0	2	視覚障がい者用ボーターレコーダー	0	0	0
頭部保護帽	3	0	1	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	0	0	0
歩行補助つえ	1	0	0	視覚障害者用拡大読書器	0	0	0
移動・移乗支援用具	1	0	0	盲人用時計	0	0	0
移動・移乗支援用具（暖かいブーツ）	0	0	0	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	0	0	0
特殊便器	0	0	0	聴覚障害者用通信装置	0	0	0
電磁調理器	0	0	0	聴覚障害者用情報受信装置	29	13	0
聴覚障害者用屋内信号装置	0	0	0	人工喉頭	0	0	0
透析液加温器	0	0	0	点字図書	0	0	0
ネブライザー	0	0	0	居宅生活動作補助用具	1	0	1
電気式たん吸引器	0	1	0	ストマ	16	16	0
盲人用音声式体温計	0	0	0	紙おむつ	157	129	116
盲人用体重計	0	0	0	その他	1	0	3
携帯用会話補助装置	0	0	0	計	213	159	125
情報・通信支援用具	0	0	0	給付額(千円)	2,198	1,456	1,918

令和 8 年度予算額 96,356 千円（身体・知的障がい者等）、2,246 千円（身体・知的障がい児等）

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

カ 移動支援事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

実施状況

年度		5	6	7
区分				
身体障がい者	実 人 員	0 人	1 人	0 人
	延 利 用 回 数	0 回	5 回	0 回
	支 給 額	0 千円	8 千円	0 千円
知的障がい者	実 人 員	22 人	25 人	25 人
	延 利 用 回 数	192 回	413 回	416 回
	支 給 額	2,783 千円	3,061 千円	3,214 千円
障 が い 児	実 人 員	0 人	0 人	0 人
	延 利 用 回 数	0 回	0 回	0 回
	支 給 額	0 千円	0 千円	0 千円
精 神 障 が い 者	実 人 員	0 人	0 人	0 人
	延 利 用 回 数	0 回	0 回	0 回
	支 給 額	0 千円	0 千円	0 千円

令和 8 年度予算額 50 千円（身体障がい者）、3,453 千円（知的障がい者）、
50 千円（障がい児）、19 千円（精神障がい者）

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

キ 障害者地域活動支援センター事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 通所により創作的活動または生産活動の機会および社会との交流促進等の日中活動の場を提供し、障がい者の地域生活支援の促進を図ります。

実施施設 あいよる 21，おはよう，函館地域生活支援センター，函館夢ファクトリー，陽だまり

令和 8 年度予算額 62,978 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

ク 障害者訪問入浴サービス事業

開始年度 平成 12 年度（平成 11 年度までは高齢者等在宅生活支援事業で実施）

内 容 歩行が困難で移送に耐えられない等の事情がある在宅の身体障がい者を訪問し、宅内もしくは車内で入浴サービスを提供します。

実施施設 【宅内入浴】Sompo ケア（株），アースポート（株），藤井カンパニー合同会社

令和 8 年度予算額 7,378 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

ケ 日中一時支援事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 介護を行う方の病気その他の理由により、自宅で介護を受けられない障がい児・者に対して、昼間、一時的に施設において日常生活の支援を行います。

実施施設 障がい者対象 21 ヶ所 , 障がい児対象 8 ヶ所

令和 8 年度予算額 817 千円 (身体・知的障がい者) 2,175 千円 (障がい児),
106 千円 (精神障がい者)

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

コ 点訳奉仕員等養成事業

開始年度 平成 9 年度

内 容 点訳または、朗読、手話、要約筆記に必要な技術等の指導を行い、これらに従事する奉仕員を養成します。

実施状況 (令和 7 年度) 点訳奉仕員養成講座 8 回, 朗読奉仕員養成講座 8 回, 要約筆記奉仕員養成講座 (手書き) 3 回, 同 (パソコン) 6 回, 手話奉仕員養成講座 (入門) 28 回, 同 (基礎) 16 回, 同 (レベルアップ) 14 回

実施施設 函館市総合福祉センター

令和 8 年度予算額 1,676 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

サ 手話通訳者・要約筆記者養成事業

開始年度 平成 26 年度

内 容 手話通訳者養成講座および要約筆記者養成講座を開催し、手話通訳者および要約筆記者を養成します。

令和 8 年度予算額 956 千円 (の内, 補助基準額 227 千円)

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

シ 盲ろう者通訳・介助員養成事業

開始年度 平成 26 年度

内 容 函館市内で実施される盲ろう者通訳・介助員派遣事業に従事する通訳・介助員を養成します。

令和 8 年度予算額 285 千円 (の内, 補助基準額 63 千円)

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

ス 手話通訳者・要約筆記者指導者養成事業

開始年度 平成 28 年度

内 容 北海道手話通訳者養成講師育成研修会および要約筆記者指導者養成研修の受講者に旅費の一部を助成し、手話通訳者および要約筆記者養成講座の指導者を養成します。

令和 8 年度予算額 556 千円（の内、補助基準額 510 千円）

費用の負担 要約筆記者指導者養成研修は、補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

セ 失語症向け意思疎通支援者養成事業

開始年度 令和 8 年度

内 容 失語症のある方が外出・社会参加する際に、意思疎通をサポートする支援者を養成します。

令和 8 年度予算額 781 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

ソ 手話出前講座事業

開始年度 平成 28 年度

内 容 講座を通じ市民への手話の普及・啓発を図り、手話に対する理解の促進を図ります。

令和 8 年度予算額 357 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

タ ノーマライゼーション推進事業

開始年度 昭和 61 年度

内 容 ノーマライゼーションの理念を啓蒙・普及することを目的に、一般市民の方が参加できるような各種事業を行います。

実施状況 （令和 6 年度）ノーマリー教室，障害者週間記念行事，事業所訪問，広報活動

令和 8 年度予算額 3,000 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助，4 分の 1 の道費補助があります。

チ ヘルプマーク配布事業

開始年度 令和元年度（平成29年度・30年度は、北海道の事業として実施）

内 容 義足や人工関節を使用している方や内部障がいなど、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としている事を知らせるヘルプマークを配布し、障がい者の不安を解消し、市民の配慮等を促進します。

実施施設 （ヘルプマーク配布場所）市役所障がい保健福祉課、亀田福祉課、湯川福祉課、市立函館保健所保健予防課

令和8年度予算額 121 千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助、4分の1の道費補助があります。

ツ 身体障害者自動車運転免許取得助成事業

開始年度 昭和50年度

内 容 第1種運転免許（二輪車を除く）または第2種運転免許を取得するために要した経費の3分の2を助成します。（限度額 100 千円）

対 象 者 ・市内に住所を有し、身体障害者手帳の部位別の等級が1～4級に該当する方
・助成を受けようとする月の属する年の市町村民税が非課税の方

年度	5	6	7
区分			
助 成 人 員	1 人	0 人	0 人
助 成 金 額	100 千円	0 千円	0 千円

令和8年度予算額 100 千円

テ 重度身体障害者用自動車改造助成事業

開始年度 昭和52年度

内 容 自らが所有し、運転する自動車の操作装置および駆動装置などの改造に要した経費を助成します。（限度額 100 千円）

対 象 者 ・市内に住所を有し、身体障害者手帳の部位別の等級が1，2級に該当する肢体不自由者
・本人の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方

年度	5	6	7
区分			
助 成 人 員	4 人	2 人	1 人
助 成 金 額	330 千円	200 千円	100 千円

令和8年度予算額 300 千円

ト 身体障害者スポーツ教室

開始年度 平成 8 年度

内 容 障がい者の体力維持、機能回復、自立更生を図ることを目的に、サウンドテニス教室、車椅子バスケットボール教室、モルック教室、ブラインドラッニング教室、ボルダリング教室等を開催します。

令和 8 年度予算額 327 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

ナ 障がい福祉のしおり発行

開始年度 昭和 54 年度

内 容 障がい福祉制度の周知を図るため、障がい者を対象とした各種制度（日常生活援助、費用負担軽減、年金・手当、医療等）の概要等を紹介した冊子を発行しています。

令和 8 年度発行予定部数 3,000 冊

令和 8 年度予算額 2,343 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

ニ 視覚障害者用福祉ガイドブック作成

開始年度 昭和 60 年度

内 容 視覚障がい者の知識の向上を図るため「障がい者のしおり」等を録音し、障がい者へ配布します。

令和 8 年度作成予定数 C D 218 枚

令和 8 年度予算額 205 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

ヌ 中途障害者生活訓練事業

開始年度 平成 10 年度

内 容 中途障がい者に対し、自宅内およびその周辺地域等において、講師を派遣し、歩行訓練や日常生活に必要な訓練および指導等を行います。

実施状況 受講人数 0 人（令和 7 年度）

令和 8 年度予算額 66 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助， 4 分の 1 の道費補助があります。

ネ 精神障害者地域生活支援事業（精神障害者福祉ホーム）

開始年度 平成 18 年度

内 容 住居を必要としている精神障がい者に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行い地域における自立生活および社会参加を促進します。

実施施設 啓明ホーム

令和 8 年度予算額 4,568 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫負担，4 分の 1 の道費負担があります。

ノ 精神保健ふれあい交流事業

開始年度 平成元年度

内 容 精神障がい者の地域への参加や市民の障がい者に対する誤解や偏見を取り除くため、スポーツ大会やレクリエーションを通して、障がい者同士の交流やボランティアの人々とのふれあいを深めます。

参加人数 （令和 7 年度）スポーツ大会 68 人，ボウリング大会 57 人

令和 8 年度予算額 362 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫負担，4 分の 1 の道費負担があります。

ハ 基幹相談支援センター事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他の利用支援等、必要な支援を行うほか、地域における相談支援等の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的にを行います。

実施施設 障害者生活支援センターぱすてる

令和 8 年度予算額 39,057 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助，4 分の 1 の道費補助があります。

（４）地域生活支援促進事業

ア 障害者虐待防止対策支援事業

開始年度 平成 24 年度

内 容 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、市の責務として関係機関と連携し、障害者虐待の早期発見や適切な支援に努めます。

令和 8 年度予算額 168 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助，4 分の 1 の道費補助があります。

イ 重度障がい者等就労支援特別事業

開始年度 令和6年度

内 容 重度障がい者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等（在宅就労の場合の就労場所を含む）における支援を行うことにより就労機会の拡大および社会参加の促進を図ります。

令和8年度予算額 4,270 千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助、4分の1の道費補助があります。

（5）障害児支援給付

児童福祉法の改正により、平成24年4月から、都道府県に替わり市町村が給付することになりました。

ア 障害児通所給付

（ア）児童発達支援

内 容 児童発達支援センター等で、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団適応訓練を行います。

実施状況

年度 区分	5	6	7
実人数	529人	560人	562人
延利用回数	40,511回	44,402回	41,652回
支給額	573,463千円	640,234千円	607,628千円

令和8年度予算額 624,211 千円

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

（イ）放課後等デイサービス

内 容 学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練を行います。

実施状況

年度 区分	5	6	7
実人数	854人	978人	1,080人
延利用回数	118,044回	128,420回	136,539回
支給額	1,230,383千円	1,383,774千円	1,503,654千円

令和8年度予算額 1,618,140 千円

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

(ウ) 保育所等訪問支援

内 容 児童発達支援センター等の職員が、保育所等を利用中の児童に対し、集団生活の適応に必要な支援を行います。

実施状況

年度	5	6	7
区分			
実人数	50人	75人	103人
延利用回数	221回	445回	675回
支給額	4,394千円	8,604千円	13,198千円

令和8年度予算額 15,188千円

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担，4分の1の道費負担があります。

イ 障害児相談支援給付

内 容 通所給付決定および通所給付決定の変更前に、障害児相談支援利用計画を作成します。

実施状況

年度	5	6	7
区分			
実人数	821人	876人	915人
延利用回数	1,764回	1,950回	2,261回
支給額	31,954千円	34,647千円	40,753千円

令和8年度予算額 44,825千円

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担，4分の1の道費負担があります。

(6) 障がい児・者援護事業

ア 重度心身障害者医療費助成事業

開始年度 昭和 48 年度

内 容 函館市では、重度心身障がい者の方が病院等で診療を受けたときの、保険診療に係る医療費の一部を助成しています。

医療費の助成を受けるためには、事前に「重度心身障害者医療費受給者証」の交付申請手続きが必要です。

対 象 者 ・ 身体に障がいのある方で、1～3 級の身体障害者手帳をお持ちの方。

・ 知的障がいのある方で、IQ50 以下の方。

・ 精神障がいのある方で、1 級の精神保健福祉手帳をお持ちの方。

※ ただし、対象者の要件に所得制限があります。

主たる生計維持者等の所得額が下表を下回ることが対象要件です。

扶養人数	所得限度額(控除後の額)
0人	6,287,000円
1人	6,536,000円
2人	6,749,000円
3人	6,962,000円
4人	7,175,000円
5人	7,388,000円

助成される医療費 ・ 保険内の入院（精神障がいは入院を除く）・通院・調剤・補装具等の費用。

※ ただし、以下のものは「自己負担」となります。

・ 3 歳以上の市民税課税世帯の受給者

「かかった医療費の 1 割」

(1 ヲ月の上限額 通院：18,000 円，入院：57,600 円)

後期高齢者医療保険 1 割負担の場合は「助成無」

後期高齢者医療保険の被保険者証をご使用ください。

・ 3 歳未満の受給者，3 歳以上の市民税非課税世帯の受給者

「初診時一部負担金」。

(医科：580 円，歯科：510 円，柔整：270 円)

※ なお、保険外診療，食事療養標準負担額，生活療養標準負担額，訪問看護基本利用料の 1 割（1 ヲ月の上限額 課税世帯：18,000 円，非課税世帯：8,000 円）は自己負担です。

令和 8 年度予算額 538,959 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 以内の道費補助があります。

医療助成費の推移

年度	受給者 年間平均 (人)	年間受診件数		年間助成費（円）		
			1人当り (件)		1人当り (円)	1件当り (円)
5	6,824	177,544	26.0	535,747,059	78,509	3,018
6	6,668	175,567	26.3	527,675,516	79,136	3,006
7	6,502	169,537	26.1	519,978,796	79,972	3,067

イ 障害者地域活動緊急介護人派遣事業

開始年度 平成13年度

内 容 障がい児（者）を日常的に介護している方に、緊急な出来事などが生じ、介護できない場合に生活支援員を派遣します。

利用登録者 188人

生活支援員 3人

派遣状況

(単位：件)

年度	5	6	7
区分			
派遣件数	6	7	6

令和8年度予算額 19千円

ウ ひとり暮らし身体障害者等緊急通報システム

開始年度 平成12年度

内 容 在宅のひとり暮らしの重度身体障がい者に対し、火災・急病その他の緊急時に、簡単な操作で消防本部等に通報できる装置を貸与します。
(高齢福祉課に障がい者分を一本化している)

エ 子ども発達支援事業

開始年度 平成18年度

内 容 発達の遅れまたは障がいのある児童とその家族が、日常的に適切な療育や相談指導を受けることができるよう、発達支援センターの機能を整備するとともに、専門的支援を確保することによって、発達支援体制の充実を図ります。

実施施設 つくしんぼ学級

令和8年度予算額 4,848千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助、4分の1の道費補助があります。

オ 特別障害者手当等

開始年度 昭和 61 年度

内 容 ア 特別障害者手当

20 歳以上で精神または身体に重度の障がいを有し、常時特別の介護を必要とする方に支給します。

イ 障害児福祉手当

20 歳未満で、常時介護を必要とする重度障がい児に支給します。

ウ 福祉手当（経過措置）

昭和 61 年 3 月 31 日福祉手当支給要件該当者であって、「特別障害者手当」および「障害基礎年金」をともに受給できない方に引き続き支給します。

実施状況

（各年度4月1日現在 単位：人、円）

年度 区分	6		7		8	
	受給者数	手当月額	受給者数	手当月額	受給者数	手当月額
特別障害者手当	185	28,840	177	29,590	183	30,450
障害児福祉手当	68	15,690	69	16,100	76	16,560
福祉手当	4	15,690	4	16,100	4	16,560

令和 8 年度予算額 80,712 千円

費用の負担 負担対象額の 4 分の 3 の国庫負担があります。

カ 重度身体障害者等タクシー料金助成事業

開始年度 昭和 56 年度（平成 8 年度改正）

内 容 重度身体障がい者等が通院等にタクシーを利用する場合に、料金の一部（基本料金×年間 36 回、申請月により枚数が異なります）を助成します。

対 象 者 重度身体障がい者のうち、1～3 級の下肢または体幹機能障がい者、1・2 級の視覚障がい者、1 級の内部障がい者および重度知的障がい者

実施状況

年度		5	6	7
区分 交付 人員	下 肢・体 幹	1,527 人	1,437 人	1,374 人
	視 覚	429 人	406 人	395 人
	内 部	2,061 人	2,033 人	1,964 人
	重 度 知 的	303 人	303 人	306 人
	合 計	4,320 人	4,179 人	4,039 人
交 付 枚 数		151,101 枚	146,727 枚	141,255 枚
利 用 枚 数		58,050 枚	55,022 枚	51,751 枚
金 額		30,308 千円	29,775 千円	29,109 千円

令和 8 年度予算額 33,322 千円

キ 障害者等外出支援事業（身体・知的障がい児・者）

開始年度 平成 24 年度（平成 30 年度より I C カード化）

内 容 身体・知的障がい者の公共交通機関の乗車料金の負担を軽減することにより，施設等への通所など外出を支援し，社会活動の促進を図ります。

対 象 者 身体障がい児・者（1～4 級），知的障がい児・者（重度・中度），特別児童扶養手当の対象児

助成内容 市電・函バスにおいて乗車料金を I C カードで精算した場合に，乗車料金の全額を助成します。

- ① 施設等通所者 乗車料金の全額を助成，年間助成上限額はなし
- ② 施設等通所者以外
乗車料金の全額を助成，年間助成上限額最大 36,000 円
- ③ 施設等通所者以外で介護人対象者（身体 1 種，身体 2 種 2 級，視覚 4 級，および音声・言語・そしゃく 3 級，知的重度・中度，特別児童扶養手当の対象児）
乗車料金の全額を助成，年間助成上限額 36,000 円

年度		5	6	7
区分				
身 体 ・ 知 的 障 が い	対 象 者	12,151 人	11,662 人	11,516 人
	申 請 者	3,355 人	2,638 人	2,517 人
	助 成 費	35,735 千円	36,074 千円	34,358 千円

令和 8 年度予算額 41,086 千円（身体・知的障がい者）

ク 障害者等外出支援事業（精神障がい者）

開始年度 平成 24 年度（平成 30 年度より I C カード化）

内 容 精神障がい者の公共交通機関の乗車料金の負担を軽減することにより，施設等への通所など外出を支援し，社会活動の促進を図ります。

助成内容 市電・函バスにおいて乗車料金を I C カードで精算した場合に，乗車料金の全額または半額を助成します。

- ① 施設通所者
 - 1・2 級：乗車料金の全額を助成，年間助成上限額はなし
 - 3 級：乗車料金の半額を助成，年間助成上限額はなし
- ② 施設等通所者以外
 - 1・2 級：乗車料金の全額を助成，年間助成上限額最大 72,000 円
 - 3 級：乗車料金の半額を助成，年間助成上限額最大 36,000 円

年度		5	6	7
区分				
精 神 障 が い	対 象 者	3,313 人	3,404 人	3,466 人
	申 請 者	1,782 人	1,758 人	739 人
	助 成 費	36,953 千円	36,831 千円	34,510 千円

令和 8 年度予算額 38,592 千円（精神障がい者）

ケ 心身障害者扶養共済掛金助成事業

開始年度 昭和 48 年度

内 容 心身障がい児・者をもつ保護者に万一のことがあったとき、保護者に代わって、残された心身障がい児・者に年金（1 口加入 2 万円，2 口加入 4 万円）を支給する共済制度（道事業）の 1 口目の納付した掛金に対し，規則で定める額を助成します。

助成状況

年度 区分	5	6	7
実 人 員	24 人	24 人	23 人
金 額	665 千円	702 千円	713 千円

令和 8 年度予算額 713 千円

コ 軽度中等度難聴児補聴器購入等助成事業

開始年度 平成 2 8 年度

内 容 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の保護者に対し，補聴器の購入または修理に要した費用の一部を助成します。

助成基準額 1 個につき 40,830 円以内

令和 8 年度予算額 458 千円

（7）障がい児・者相談援護施策

ア 障がい者総合相談窓口

開始年度 平成 14 年度

内 容 障がい者やその家族等からの保健・福祉などの相談に対して，適切な助言や情報提供を行うとともに，福祉サービスの利用決定を行います。

設置場所 福祉事務所障がい保健福祉課，亀田福祉課

イ 精神保健福祉相談事業

開始年度 平成 14 年度

内 容 保健師や精神保健福祉相談員が，障がい者やその家族等からの保健・福祉などの相談に対して，助言や情報提供を行うとともに福祉サービスの利用決定を行います。

設置場所 福祉事務所障がい保健福祉課

ウ 障害者相談員

開始年度 昭和 44 年度（平成 17 年度以降，中核市への委譲事務として実施）

内 容 障がい者に適切な指導助言を行い，障がい者の福祉の増進を図るため，専門の相談員を配置しています。

相 談 員 身体障害者相談員 12 名，知的障害者相談員 2 名（R8. 4. 1～R10. 3. 31）

令和 8 年度予算額 350 千円

エ ろうあ相談員の配置

開始年度 昭和 47 年度

内 容 ろうあ者の職場復帰，社会復帰に必要な相談相手として，助言，指導を行う専門の相談員を配置しています。

相 談 員 1 名

相談状況

(単位：件)

内容 年度	生活	職業	医療	年金等の 公的手続	その他	計
5	272	11	43	5	201	532
6	227	5	36	10	184	462
7	208	6	27	12	206	459

オ 専任手話通訳者の配置

開始年度 昭和 51 年度

内 容 聴覚障がい者とのコミュニケーションを促進するために，手話通訳者を配置しています。

通 訳 者 3 名（障がい保健福祉課 2 名，亀田福祉課 1 名）

カ 知的障害者巡回相談事業〔道事業〕

開始年度 昭和 35 年度

内 容 18 歳以上の知的障がい者を対象に医学的および心理学的判定を行い，必要な指導を行います。

実施状況

(単位：回，人)

年度 区分	5	6	7
回 数	6	6	4
判定人数	26	20	21

(8) 精神保健事業

ア 心の健康相談事業

内 容 心の健康について不安のある方やその家族に対し，月 1 回精神科医がこれからの対応や関わりなどについて個別に助言しています。

イ 精神保健家族セミナー

開始年度 平成 3 年度

内 容 精神障がい者を抱える家族に対して，病気と障がいに対する正しい知識・情報を提供し，家族機能の回復と強化を図ります。また，グループワークを通じて，お互いの悩みを知るとともに，家族同士が支えあい，交流しあえる場となっています。

令和 8 年度予算額 100 千円

ウ 家族会支援

内 容 精神障がい者家族会の支援を通じて、精神障がい者が地域の中で自主的に生活出来るように支援をしています。

(9) 自殺予防対策事業

ア 関係機関との連携・情報交換

開始年度 平成 20 年度

内 容 自殺対策連絡会議、実務者会議を必要時開催し、自殺予防対策に関する意見交換や、自殺の現状把握等に関する情報交換を行います。

イ 普及啓発事業

開始年度 平成 21 年度

内 容 自殺予防についての講演会やパネル展を開催したり、パンフレットやステッカー、カード、クリアファイル等、様々なものを作成、配布し、広く市民に周知を図ります。

実施状況

	5	6	7
自殺予防講演会	中止	1回実施	1回実施
自殺予防パネル展	9/9～9/19	9/10～9/16	9/12～9/18

令和 8 年度予算額 129 千円

費用の負担 2 分の 1 道費負担があります。

ウ 相談支援事業

開始年度 平成 23 年度（函館いのちのホットライン）

内 容 保健師や精神保健相談員による随時の面接、電話相談のほかに、夜間の電話相談窓口として「函館いのちのホットライン」を開設、平成 25 年度からは弁護士会と共催し相談会を実施するなど、相談窓口の拡充を図ります。

実施状況

	5	6	7
函館いのちのホットライン	153日開設 185件	154日開設 178件	153日開設 211件
随時相談(自殺関連)	面接相談 0件 電話相談 28件	面接相談 0件 電話相談 28件	面接相談 3件 電話相談 13件
暮らしとこころの相談会	面接相談 2件 電話相談 0件	面接相談 5件 電話相談 0件	面接相談 4件 電話相談 1件

令和 8 年度予算額 465 千円

費用の負担 2 分の 1 の道費負担があります。

エ 若年層対策事業

開始年度 平成 27 年度（若年層向け相談・居場所づくり事業フリースペース「ヨリドコロ」開設（8 月より開始））

内 容 自殺リスクの高い若年である未遂者やひきこもり者、精神障がい者等が集い、相談をすることができる居場所を提供することで、社会性を培い、自殺リスクの減少を図ります。

実施状況 令和 7 年度 全 95 回 延 243 人利用（毎週水・金曜日開設）

令和 8 年度予算額 691 千円

費用の負担 3 分の 2 の道費負担があります。

オ 人材養成事業

開始年度 平成 22 年度（ゲートキーパー研修）

内 容 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人であるゲートキーパーを養成する研修会や、函館いのちのホットラインに従事する団体等に対し、相談のスキルアップを図るために研修会等を行います。

実施状況

区分	年度	5	6	7
ゲートキーパー研修		受講者211名	受講者415名	受講者531名
ホットライン従事者研修		1回実施 *	1回実施 *	1回実施 *

*自殺対策相談支援業務従事者研修として対象を拡大して実施

令和 8 年度予算額 187 千円

費用の負担 2 分の 1，3 分の 2 の道費負担があります。

カ その他の事業（自殺未遂者対策）

開始年度 平成 25 年度

内 容 自殺のハイリスク者として未遂者があると言われており、未遂者への対応をすることが自殺者を減少させることにもつながります。そのため、北海道渡島保健所と協同し、まず初めに今後の自殺未遂者対策を考えるうえで、自殺未遂者調査を行い、その結果をもとに今後の自殺未遂者対策を推進します。

実施状況 令和 7 年度

南渡島地域自殺未遂者支援地域検討会議 1 回開催

支援連携体制構築事業（令和 7 年度 対象者 0 名）

(10) 依存症対策事業

開始年度 平成 25 年度

内 容 依存症当事者や家族が身近な地域で支援を受けながら回復できるよう、地域の支援体制を構築することを目的に、北海道渡島保健所と協同し、支援者学習会やつどいを開催します。

実施状況

年度 区分	5	6	7
依存症支援者学習会	1回実施	1回実施	1回実施
依存症を考えるつどい	毎月1回 (第3土曜日)実施	毎月1回 (第3土曜日)実施	毎月1回 (第3土曜日)実施

令和 8 年度予算額 18 千円

費用の負担 (自殺ハイリスク支援者研修事業として) 2 分の 1 の道費負担があります。

(11) 各種証明書等の発行

内 容 障がい者に対して実施している各種割引、減免等の制度を受けるために必要な証明書等を発行します。

発行状況

各種証明書の発行状況

(単位:件)

区分 年度	公の施設	NHK受信料	自動車税等	有料道路	その他	計
5	151	393	6	612	0	1,162
6	94	391	3	650	0	1,138
7	81	370	8	545	0	1,004

4 はこだて療育・自立支援センター

施設の目的 市立障がい児・者施設であった青柳学園、あおば学園、ともえ学園の3園を統合整備し、平成24年4月から供用を開始しました。

これまで各園で実施してきた事業を継続するとともに、発達障がいの専門医の配置により、医療および療育体制を強化するなど、統合によるメリットを生かし、障がい児・者の福祉を推進する中核的な機能を有する施設として運営しています。

敷地面積 4,736.72 m²

延床面積 4,588.20 m²

構造等 鉄筋コンクリート造2階建て

所在地 函館市湯川町2丁目39番26号

共通設備 玄関、ふれあいホール、情報提供スペース、ボランティア室、多目的ホール、会議室

令和8年度予算額 137,930千円（人件費除く）

費用の負担 利用料一部負担および給食費・特定費用分

実施事業

① 児童発達支援事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター はぐみ

利用定員 1日40名

内 容 心身の発達に不安や遅れのある子どもを対象に、日常生活における基本的動作や知識技能の習得、集団生活への適応を目的とした支援を行います。

併せて、医師の指示のもと、「肢体不自由児」を対象とした治療（リハビリテーション）を行います。

② 保育所等訪問支援事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター 保育所等訪問支援事業所

内 容 保育所や幼稚園等を現在利用中または今後利用予定の支援を要する子どもに対し、療育の専門職員が保育所等を訪問し、集団の中で楽しく過ごせるよう、個々の発達の特性に応じた支援と訪問先施設のスタッフに対する支援方法の助言等を行います。

③ 障害児相談支援事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター 相談支援事業所

内 容 障がいのある子どもや専門的な支援を要する子どもの居宅等を訪問し、心身の状況、生活環境および日常生活全般のアセスメントから、子どもや保護者が希望する生活や自立した日常生活を営むことができるよう、「障害児支援利用計画」を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを実施する等の支援を行います。

④ 生活介護事業

ア

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター あおやぎ

利用定員 1日20名

内 容 主として身体に障がいのある方に対して、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつおよび食事の介護、創作活動などの機会の提供等の支援を行います。

イ

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター ともえ

利用定員 1日20名

内 容 主として知的障がいのある方に対して、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつおよび食事の介護、創作活動または生産活動の機会の提供等の支援を行います。

⑤ 自立訓練（生活訓練）事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター ライフあおば

利用定員 1日6名

内 容 障がいの状況から自立生活が困難な方に対して、有期限のプログラムに基づき、生活能力の維持、向上等のために必要な訓練等の支援を行います。

⑥ 就労継続支援B型事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター ワークあおば

利用定員 1日30名

内 容 主として知的障がいのある方に対して、生産活動等の機会を提供し、就労に関する知識および能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

⑦ 診療所

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター診療所

診療科目 小児科、精神科、整形外科(休診中)、リハビリテーション科

内 容 予約制で原則中学生までを対象として、運動・精神発達や心の問題についての診療・検査・リハビリテーション等を行います。

⑧ 日中一時支援事業

利用定員 1日5名

内 容 障がいのある子どもの自立支援と日常生活の充実に資するため、見守り、社会に適応するための訓練その他必要な保護支援を行います。

⑨ あそびのひろば

事業名称 あそびのひろば ゆう i n g

開 催 月に1回程度

利用定員 1日5組の親子

内 容 障がいのある子どもの自立支援と日常生活の充実に資するため、見守り，社会に
適応するための訓練その他必要な保護支援を行います。